

〇〇〇〇〇〇
郵送申し込み
OK!

がん等三大疾病保険

(医療保険基本特約・三大疾病診断保険金支払特約セット団体総合保険)



へえ〜
2人に1人が
がんに罹るんですって



オ・オレ
がん家系だよな…

ご家族様も
ご加入
いただけます

えっ…

保険料
団体割引
25%
適用!!

がんと診断確定されたらお支払いの対象となります。(上皮内がんも対象です)

がんと診断された
急性心筋こうそくで入院した
脳卒中で入院した

何度でも[※]

一時金として

300万円

※それぞれ1年に1回を限度に2回目以降は
1年以上経過していれば何度でもお支払い

満年齢	30歳	40歳	50歳
月払保険料	460円	1,450円	3,470円

●保険金額300万円 ●保険期間1年 ●1名あたり ●団体割引25%適用
●本団体保険の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。(2021年10月現在)

新規加入年齢

弁護士の方
満79歳
まで

弁護士以外の方
満69歳
まで

保険期間

2022年2月1日 午後4時～1年間

中途加入

随時受付中

中途でのご加入も随時受付しております

(中途加入の場合:毎月20日締切 翌月1日補償開始)

全国弁護士協同組合連合会

この保険は

この保険に加入できるのは
弁護士協同組合の組合員の方です

被保険者の範囲

① 弁護士の方
 新規加入年齢
 満 79 歳まで

② 従業員の方
 新規加入年齢
 満 69 歳まで

③ 弁護士または従業員のご家族
 新規加入年齢
 満 69 歳まで

■ 弁護士法人が弁護士協同組合の組合員であれば弁護士法人に雇用されている従業員やそのご家族を被保険者とすることができます。
 ■ この保険でいうご家族とは、配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族をいいます。

保険金額

一律 1 人 1 口 300 万円

保険期間

2022年2月1日 午後4時から 1 年間

翌年度からは健康状態にかかわらず あんしんの**自動更改**

弁護士の方は最長満 89 歳まで、従業員・ご家族の方は最長満 79 歳まで継続可能です

■ 申込締切日 2022年1月20日 申込締切日後、中途でのご加入は、毎月20日までお申込みいただいた場合、翌月1日が保険の始期日となります。
 ■ 本年度中途でのご加入された方も、2023年2月1日午後4時で保険期間が終了します。翌年度以降は1年間ごとの保険契約となります。
 また、更改時、変更・脱退など特段のお申し出がない場合、保険金額・補償内容等前年と同等条件にて自動更改とさせていただきます
 (ただし、年齢区分の変更などにより保険料が変更となることがあります。)
 ■ 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」P.7以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険料表

保険料団体割引 **25%**
 保険期間 1 年、1 人 1 口

■ 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢で**5歳ごとに変更**されます。
 ■ 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
 ■ 保険料は口座振替で、保険料以外に制度運営費として口座振替 **1回につき105円**が引落しされます。
 ※制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続き費用等)に充当するための費用です。
 ■ お支払方法は月払と年払があります。年払は3/22に、月払は3月以降毎月22日に口座振替されます。
 ■ 年払で中途加入の場合は**保険始期日の前月20日まで**に下記口座に中途加入保険料をお振込みください
 (初年度のみ)。

みずほ銀行 新橋支店 普通 No.2676944
 口座名義: 全国弁護士協同組合連合会 所得口

(単位: 円)

加入年齢 (満年齢)	月払 T型	年払 N型 2/1	中途加入(始期日別)											
			3/1	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	
			0~24歳	70	680	620	570	510	450	400	340	280	230	170
25~29歳	250	2,700	2,480	2,250	2,030	1,800	1,580	1,350	1,130	900	680	450	230	
30~34歳	460	4,950	4,540	4,130	3,710	3,300	2,890	2,480	2,060	1,650	1,240	830	410	
35~39歳	830	9,000	8,250	7,500	6,750	6,000	5,250	4,500	3,750	3,000	2,250	1,500	750	
40~44歳	1,450	15,750	14,440	13,130	11,810	10,500	9,190	7,880	6,560	5,250	3,940	2,630	1,310	
45~49歳	2,340	25,430	23,310	21,190	19,070	16,950	14,830	12,720	10,600	8,480	6,360	4,240	2,120	
50~54歳	3,470	37,800	34,650	31,500	28,350	25,200	22,050	18,900	15,750	12,600	9,450	6,300	3,150	
55~59歳	5,260	57,380	52,600	47,820	43,040	38,250	33,470	28,690	23,910	19,130	14,350	9,560	4,780	
60~64歳	7,640	83,250	76,310	69,380	62,440	55,500	48,560	41,630	34,690	27,750	20,810	13,880	6,940	
65~69歳	10,460	114,080	104,570	95,070	85,560	76,050	66,550	57,040	47,530	38,030	28,520	19,010	9,510	
70~74歳	15,020	163,800	150,150	136,500	122,850	109,200	95,550	81,900	68,250	54,600	40,950	27,300	13,650	
75~79歳	19,540	213,080	195,320	177,570	159,810	142,050	124,300	106,540	88,780	71,030	53,270	35,510	17,760	

本保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象になります。所得税最高4万円、個人住民税最高2.8万円の控除をすることができます。

(2021年10月現在)

● 弁護士の方の80歳以上の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。
 ● 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

補償内容

それぞれ1年に1回を限度に
2回目以降は1年以上経過していれば
何度でも お支払い

脳卒中

回数
無制限

脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳こうそく)を発病し**入院**した場合

急性心筋こうそく

回数
無制限

急性心筋こうそくを発病し**入院**した場合
(再発性心筋こうそくを含みます。)

悪性新生物
上皮内新生物
(がん)

回数
無制限

初回

初めてがんと**診断確定**された場合
(ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目以降に該当した場合にかぎります。)

2回目
以降

がんが再発・転移したと**診断確定**された場合
新たながんと**診断確定**された場合

※この保険には死亡補償はありません。

300万円

最長満89歳まで自動更改(弁護士先生)

<例> 30歳 ■———— 保険期間・払込期間1年 ————■ 31歳

**一時金として保険金を先に受け取れますので、
安心して治療に専念できます。**



お申込みについて

郵送申込みOK

Step 1

補償内容・保険期間・保険料・お支払方法をご確認ください。

- 「がん」と診断されたとき、「急性心筋こうそく」「脳卒中」で入院したときに**一時金として300万円**お支払いする保険です。

Step 2

簡単な健康告知で**医師の診査は不要**です。告知項目をご確認ください。

※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

- 下記 1. ~ 4. のすべてに **該当しない場合に** ご加入いただけます。
 1. 現在入院中である、または、入院もしくは手術の予定がある。
 2. 今までに「がん」と診断されたことがある。
 3. 過去2年以内に【別表1】の疾病・症状で医師に疾病を指摘、または治療を受けたことがある。
 4. 過去2年以内に【別表1】以外の疾病・症状の治療のために継続して7日間以上入院したことがある。
(【別表2】の「告知が不要なケース」を除きます。)

【別表1】疾病・症状

胃・腸の病気	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病) 食道静脈瘤
肝臓・胆のう・すい臓の病気	肝硬変 慢性肝炎 肝不全 すい炎 すいのう胞
腎臓・泌尿器の病気	前立腺肥大 水腎症 のう胞腎
気管支・肺の病気	肺線維症
循環器関係の病気	脳卒中(脳出血・脳こうそく・脳軟化症・くも膜下出血) 心筋こうそく 心臓弁膜症 心筋症 狭心症動脈硬化動脈瘤 心不全 一過性脳虚血発作 心筋炎 心房細動 高血圧(最新の健康診断や人間ドック、もしくは主治医診察における最高血圧値が160ミリ以上または最低血圧値が95ミリ以上にあてはまる場合)
ご婦人の病気	子宮内膜増殖症 子宮頸部異形成(異形上皮を含みます。)
その他	各種しゅよう(良性、悪性、性状不詳または不明を含みます。) 糖尿病 皮膚筋炎(多発性筋炎) 各種かいよう 血液凝固異常(血友病、血小板減少性紫斑病など)

【別表2】告知が不要なケース

- かぜ、感冒またはインフルエンザで完治しているもの
- 食中毒(O-157を含みます。)で完治しているもの
- ケガ(「むちうち症」、「ギックリ腰」、「骨折時にプレートやボルトによる接合術を受けた場合や人工骨頭置換術を受けた場合等、ケガによる後遺症等がある場合」を除きます。)
- 虫歯
- 正常分娩
- 避妊のためのピル服用
- 入院または入院予定のない花粉症、アレルギー性鼻炎および水虫(白癬症)
- 疾病の治療等ではなく健康増進のための行為(市販のビタミン薬の服用等)
- 医師に指示されていない薬(市販のかぜ薬・胃腸薬等)の服用

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)」P.9~11を必ずお読みください。

Step 3

「申込書類」をご記入のうえ取扱代理店にご提出ください。

- ① 加入依頼書〈保険会社提出用〉
- ② 健康状態に関する告知書〈保険会社提出用〉
- ③ 預金口座振替依頼書

Q&A 制度について

Q

上皮内がん・皮膚がんは保険金支払対象ですか？

A

はい。保険金お支払対象です。
(詳細につきましては、P.8～補償の内容をご参照ください。)

Q

がんが完治後に再発した場合はお支払いの対象ですか？

A

はい。再発した場合も保険金をお支払いします。ただし、前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金お支払いの対象外です。

Q

急性心筋こうそくで入院した際にがんも見つかりました。両方支払われますか？

A

はい。保険金お支払対象です。三大疾病それぞれ1年1回を限度に支払われます。
(詳細につきましては、P.8～補償の内容をご参照ください。)

Q

外傷性くも膜下出血は対象になりますか。

A

いいえ、頭部外傷(外傷性くも膜下出血、外傷性脳内出等)によるものは対象外です。

Q

入院・通院・手術保険金は支払われますか？

A

いいえ、入院・通院・手術の補償はありません。この保険は、三大疾病(がん・急性心筋こうそく・脳卒中)を補償し、支払事由に該当された場合に一時金として保険金をお支払いします。

Q

昨年、大腸ポリープを切除しましたが、加入できますか？

A

いいえ、大腸ポリープは【別表1】その他の「各種しゅよう」に該当するため治癒後2年間は加入できません。

Q

高血圧で薬を服用していますが、加入できますか？

A

はい。治療薬を服用し、最高血圧値が160ミリ以上または最低血圧値が95ミリ以上にあてはまらなければ加入できます。

Q

一人で2口加入できますか？

A

いいえ、加入できません。
お一人さま、1口(300万円)のご加入となります。

記入例 下記の記入例を参考に、もれなくご記入ください。

申込日	令和4年1月9日	521 組合名	522 ウンエイヒ 105エン
保険期間	令和4年2月1日～令和5年2月1日	523 組合コード	525 弁護士登録番号 98765
中途加入日	年 月 日	代理店	代理店コード

550 千	160 - 8338	504 番	03 (3333) 4444	HGO (携帯)	090 (1111) 1111
501 フリガナ	トウキョウトシナジユクニシシヨウ	住所	東京都新宿区西新宿1-26-1	フリガナ	ジャパニホウリツジシヨウ
502 漢字	東京	住所	ジャパン法律事務所	505 (フリガナ)	506 (フリガナ)
503 事務所所在地	KC1	事務所所在地	事務所名をお書きください。	507 (フリガナ)	加入者ご署名またはご捺印欄
504 事務所所在地	KC2	事務所所在地	事務所名をお書きください。	氏名 (弁護士)	加入者ご署名またはご捺印欄
505 (フリガナ)	ソノボ タロウ	氏名 (弁護士)	損保太郎	加入者ご署名またはご捺印欄	加入者ご署名またはご捺印欄
506 (フリガナ)	ソノボ ハナコ	氏名 (主婦)	損保花子	加入者ご署名またはご捺印欄	加入者ご署名またはご捺印欄

被保険者1	氏名	フリガナ	ソノボ タロウ	性別	601 ①男 ②女	加入型	N	保険料	4,950	即時保険料 (中途加入保険料)	円0A1
	漢字	損保太郎		職業・職務	弁護士	払込方法	年払				
	生年月日	603 ③ 昭和4年5月62年1月15日生 34才									
	加入者との関係	VG2 ①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族 ⑦勤務弁護士・従業員									
	被保険者番号	VG1									
被保険者2	氏名	フリガナ	ソノボ ハナコ	性別	612 ①男 ②女	加入型	N	保険料	4,950	即時保険料 (中途加入保険料)	円0E1
	漢字	損保花子		職業・職務	主婦	払込方法	月払				
	生年月日	613 ③ 昭和4年5月62年3月3日生 34才									
	加入者との関係	VK2 ①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族 ⑦勤務弁護士・従業員									
	被保険者番号	VK1									

(*) 月払口振と年払口振を同時に申し込まれる場合は、加入依頼書を分けていただく必要があります。

520 被保険者名	損保太郎	会社名	ひまわり生命	保険金額	100万円	合計保険料	542	合計即時保険料	円058
521 被保険者名	損保太郎	会社名	ひまわり生命	入院保険金日額	10,000円	合計保険料	9,900	合計即時保険料	円058
522 被保険者名	損保太郎	会社名	ひまわり生命	満期日		合計保険料	9,900	合計即時保険料	円058
523 被保険者名	損保太郎	会社名	ひまわり生命	満期日		合計保険料	9,900	合計即時保険料	円058
524 被保険者名	損保太郎	会社名	ひまわり生命	満期日		合計保険料	9,900	合計即時保険料	円058
525 被保険者名	損保太郎	会社名	ひまわり生命	満期日		合計保険料	9,900	合計即時保険料	円058
526 被保険者名	損保太郎	会社名	ひまわり生命	満期日		合計保険料	9,900	合計即時保険料	円058
527 被保険者名	損保太郎	会社名	ひまわり生命	満期日		合計保険料	9,900	合計即時保険料	円058
528 被保険者名	損保太郎	会社名	ひまわり生命	満期日		合計保険料	9,900	合計即時保険料	円058
529 被保険者名	損保太郎	会社名	ひまわり生命	満期日		合計保険料	9,900	合計即時保険料	円058

「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
 (※) 団体医療保険の場合、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。

加入依頼書記載日をご記入ください。

加入者欄は、弁護士(組合員)の氏名・事務所住所等をご記入ください。

弁護士協同組合のご加入を必ずご確認ください。

必ずご署名またはご捺印ください。

保険始期日時点のご年齢をご記入ください。



【代理告知】 申込ご本人以外のご家族(配偶者、子供、両親、同居の親族(兄弟姉妹、親族))の方が加入される場合は、加入されるご家族に代わって、申込ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認の上、ご記入・ご署名することができます。この場合、ご署名は、申込ご本人のご署名をお願いします。

被保険者告知日	1 令和4年1月9日	2 令和4年1月9日
被保険者本人署名	損保太郎	損保花子
代理告知者署名	損保太郎	損保太郎

■下記質問事項にご回答ください。

★質問事項	ご回答
1 告知日現在、入院中ですか。または、告知日以降に入院もしくは手術の予定がありますか。 ※医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。	
2 今までに、がん(悪性新生物)をいいます。白血病、悪性リンパ腫を含みます。・上皮内がんにより医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがありますか。 ※医師より、これらの疾病・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
3 告知日から過去2年以内に【別表1】の疾病・症状について、医師に疾病を指摘されたこと(薬の服用の指示・指導を含みます。)や医師の治療を受けたこと(経過観察中を含みます。)がありますか。	ひとつも「はい」がある場合は、ご記入いただけません。 <input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
4 告知日から過去2年以内に【別表1】に記載されている疾病・症状以外の疾病・症状の治療のため、継続して7日以上入院したことがありますか。 告知不要なケースについては、【別表2】記載の「告知が不要なケース」をご参照ください。	ひとつも「はい」がある場合は、ご記入いただけません。 <input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>

被保険者ご本人が、ご署名のうえ質問事項1～4全てにお答えください(告知日・ご署名も必ずご記入ください)。被保険者が15歳未満の場合は、親権者が確認のうえ、ご署名ください。

告知書の記入もれや内容訂正が必要となった場合は、ご加入者宛にお問い合わせ、または、書類を一旦返送しますのでご了承ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は、団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、三大疾病診断保険金支払特約をセットしたものです。
- 保険契約者：全国弁護士協同組合連合会
- 保険期間：2022年2月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2022年1月20日 ＊中途加入の場合は毎月20日締切り
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- 加入対象者：弁護士協同組合の組合員
- 被保険者：(1) 弁護士協同組合の組合員 (2) 弁護士協同組合の組合員の従業員^(※1)
 (3) (1) (2) のご家族^(※2)
 ※1 弁護士法人に雇用されている従業員を被保険者とする場合は、弁護士法人の協同組合加入が必要です。
 ※2 この保険でいうご家族とは、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族をいいます。

	加入年齢	
	弁護士の方	弁護士以外の方
新規加入	満79歳まで	満69歳まで
継続加入	満89歳まで	満79歳まで

- お支払方法：本制度の保険料収納業務は、(株)日本共同システムに委託しております。通帳には、金融機関により「NKSホケン」、「NKSフリカエ」または「ニホンキョウドウシステム」と印字されます。
 保険料以外に、制度運営費として口座振替1回につき105円が引落しされます。
 ※制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用（事務手続き費用等）に充当するための費用です。

〈年払〉

- (1) 2022年2月1日からご加入の場合：年払保険料を一括として2022年3月22日にご指定の口座から保険料を引き落とします（一時払）。
- (2) 中途加入の場合：保険料は前月20日までに下記の口座へお振込みいただきます（一時払）。
 ※振込手数料は加入者負担となります。
みずほ銀行 新橋支店 普通 No.2676944 口座名義：全国弁護士協同組合連合会 所得口

〈月払〉

- (1) 2022年2月1日からご加入の場合：第1回目保険料は2022年3月22日に、以降毎月22日（22日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）にご指定の口座から保険料を引き落とします。
- (2) 中途加入の場合：第1回目保険料は保険始期月の翌月22日に、以降毎月22日（22日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）にご指定の口座から保険料を引き落とします。

- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。

	ご加入対象者	お手続き方法
	新規加入者の皆さま	2022年1月20日の申込締切日までに、「加入依頼書・健康状態に関する告知書・預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店にご提出ください。
既加入者の皆さま	前年と同等条件（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	「更改加入依頼書」のご提出は不要です。
	被保険者を変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	2022年1月20日の申込締切日までに、前年と条件を変更する旨を記載した「更改加入依頼書」をご提出ください。被保険者を追加される場合は、「健康告知書」もご提出ください。
	継続加入を行わない場合	2022年1月20日の申込締切日までに、「更改加入依頼書」に継続しない旨をご記入のうえ、取扱代理店にご提出ください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月受付しております。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は、翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から2023年2月1日午後4時までとなります。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、全国弁護士協同組合連合会制度商品取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容 [保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合]

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
三大疾病診断 保険金	<p>被保険者が責任開始日以降の保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 次のいずれかに該当したこと。</p> <p>ア. 初めてがん^(※)と診断確定されたこと。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目以降に該当した場合にかぎります。</p> <p>イ. 原発がん^(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。</p> <p>ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。</p> <p>② 急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。</p> <p>③ 脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。</p> <p>(※) 初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)</p> <p>③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性</p> <p>④ 上記以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p style="text-align: right;">など</p>

【対象となる三大疾病(がん・急性心筋こうそく・脳卒中)について】

対象となるがん(悪性新生物)、急性心筋こうそく、脳卒中とは表1によって定義付けられる疾病として、かつ、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年度版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コード番号に規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となるがん(悪性新生物)、急性心筋こうそく・脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性しゅよう細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病
2. 急性心筋こうそく	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図のこうそく性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常(脳組織のこうそく、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 補償の対象となるがん(悪性新生物)、急性心筋こうそく、脳卒中の基本分類コード表

疾病名	分類項目	基本分類コード	
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00~C14	
	消化器の悪性新生物	C15~C26	
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30~C39	
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40~C41	
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43~C44	
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45~C49	
	乳房の悪性新生物	C50	
	女性生殖器の悪性新生物	C51~C58	
	男性生殖器の悪性新生物	C60~C63	
	腎尿路の悪性新生物	C64~C68	
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69~C72	
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73~C75	
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76~C80	
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81~C96	
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	
	上皮内新生物	D00~D09	
	真正赤血球増加症<多血症>	D45	
	骨髄異形成症候群	D46	
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3

疾病名	分類項目	基本分類コード
2. 急性心筋こうそく	急性心筋こうそく	I21
	再発性心筋こうそく	I22
3. 脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳こうそく	I63

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 (2003年版) 準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
責任開始日(がん)	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
 - 告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
 - 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①、②のいずれかの取扱いとなります。
 - ①ご加入いただけます。 ②ご加入いただけません。
 - ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
 - ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者(保険の対

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

象となる方がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由は無効(この特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

- ご加入初年度の保険期間の開始時より前に発病^(※)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、急性心筋こうそくまたは脳卒中についてはご加入初年度の保険期間の開始時より前に発病^(※)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(注) 三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由に対しては、ご加入年初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

(※) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。

3.ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者(保険の対象となる方)のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。

*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	疾病の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の疾病に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写) など
③	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

【「12分割払い」のとき】

- この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

【「12分割払い以外」のとき】

- この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービス

受付日時：24時間・365日

本サービスは、損保ジャパンの団体総合保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック紹介・予約

全国の提携医療施設の中からお希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。
また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。

法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

専門医相談サービス（予約制）

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

メンタルヘルス相談サービス

【利用時間】 平日9:00～22:00、土曜10:00～20:00

※日祝・年末年始（12/29-1/4）はお休みとさせていただきます。
臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス

【受付時間】 24時間・365日

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

保険ご加入者向けサービス
ストレスチェックはこちら

ログイン

- （注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。
（注4）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
（注5）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 保険金額 保険期間
 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかを確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

総括代理店

株式会社 カイトー

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル

TEL.03-3369-3100 FAX.03-3369-3120

E-mail: lawyer_insh@kaito.co.jp

URL: <https://www.kaito.co.jp>

カイトー

検索

取扱代理店

引受保険会社 （総括担当店）

損害保険ジャパン株式会社

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

団体・公務開発部第二課

〒160-8338

東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-5402 FAX.03-6388-0161

（担当営業店）

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

電話番号はお間違えのないように

保険金支払事由に該当した場合

ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

損保ジャパン

事故サポートセンター

0120-727-110

受付時間 ●24時間 / 365日

指定紛争解決機関

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は…

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（ナビダイヤル） **0570-022808**

<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しております。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。